

山形まめの会会則

(名称)

第1条 本会の名称を「山形まめの会」と称する。

(目的)

第2条 会員は互いに話し合いの場を持つことによって会員相互の体験や健康状態の情報を交換し、より快適な健康生活を営むよう努力する。

2. 自らの体験をとおして、健康管理の大切さ、特に検診の重要性を一般社会に訴え、各種疾患による犠牲者を一人でも少なくすることを目的とする。

(構成)

第3条 本会の会員は、市町村及び事業所等で実施する検診、或いはその他の医療機関等で疾患を発見され手術治療を受け、本会の趣旨に賛同する者で構成する。

(役員)

第4条 本会の運営を円滑に行うため、次の役員をおく。

会長	1名
副会長	2名
幹事	若干名
監事	3名

2. 会長は会員を代表して会務を総括する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長都合ある時は職務を代行する。
4. 幹事は会長の指示により会務を執行する。
5. 監事は会計を監査する。

(顧問)

第5条 本会に顧問をおくことができる。

(役員を選出)

第6条 役員は会員の中から、選挙若しくは会員の推薦により、総会において選任する。

2. 役員に欠員が生じた場合は、前項の規定にかかわらず、会長は役員会に諮り、会員の中から役員を選任することができる。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は選任日から2年後の総会終了時までの2ヶ年とする。但し、再任を妨げない。

2. 前条第2項の規定により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議は総会及び役員会とする。

2. 総会は毎年1回開催する。
3. 役員会は、必要により会長が招集し、役員の半数以上の出席をもって成立し、次に掲げる事項について議決する。但し、可否同数のときは会長の決するところによる。
 - (1) 事業計画、収支予算・決算
 - (2) その他、会長が必要と認めた事項

(資金)

第9条 本会運営の資金は会費、寄付金、助成金をもって充てる。

(事務局)

第10条 本会の事務局は公益財団法人やまがた健康推進機構内におく。

(事業計画)

第11条 本会の活動方針は総会においてたてるが、第2条の目的にそった会員個々の活動がそのまま事業となる。

(支部)

第12条 支部を設置することができる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第14条 本会則を改正する時は総会において行う。

(付則)

本会則は昭和56年 9月28日から施行する。
本会則は昭和63年10月29日から施行する。
本会則は平成 元年10月20日から施行する。
第13条にかかわらず、平成元年度会計は、平成 元年 9月 1日に始まり平成 2年 3月31日に終わる。
本会則は平成 5年 7月31日から施行する。
本会則は平成24年 8月23日から施行する。
本会則は平成25年 7月22日から施行する。